

平成25年度

栄村職員採用候補者試験

初 級

(高等学校卒業程度)

受 験 案 内

第1次試験 平成25年9月22日(日)

受付期間 平成25年7月 8日(月)

～8月12日(月)

(郵送による場合は8月12日必着)

[試 験 区 分]

歯科衛生士

栄 村

平成25年度 栄村職員採用候補者試験実施要項（初級）

1 この試験は、栄村の職員採用候補者を決定するために行うものです。

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員、勤務場所及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	勤務場所及び職務内容
初 級	歯科衛生士	若干名	栄村歯科診療所 歯科診療補助 歯科衛生士業務

3 受験資格

(1) 国籍、年齢、資格等

試験の名称・区分	資格要件	内 容
初 級 歯科衛生士	国 籍	日本国籍を有する者
	年齢等	昭和43年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、かつ短期大学卒業程度の学力を有する者
	資 格	普通自動車運転免許を有する者。ただし、平成26年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者を含む。 歯科衛生士の資格を有する者。ただし、平成26年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者を含む。

(2) 次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしても受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 栄村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年経過しない者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時及び場所

試験	日時	試験場所
第1次試験 (初級)	平成25年9月22日(日)	栄村役場 下水内郡栄村大字北信 3433番地
	受付開始 9時15分	
	着席 9時45分	
	教養試験説明 9時50分～	
	10時00分	
	教養試験開始 10時00分	
	教養試験終了 12時00分	
	各種検査説明 13時00分～	
	13時20分	
各種検査開始 13時20分		
各種検査終了 13時40分		
終了予定 13時50分		
第2次試験	10月下旬予定	

5 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験の区分	試験項目	試験の内容
初級	教養 (2時間)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての筆記試験(40題)
	一般性格診断検査 (20分)	公務員に求められる資質について、性格傾向の面からみる検査(150題)

(2) 第2次試験

試験項目	試験の内容
身体検査	職務遂行上必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査
口述試験	公務員としての適格性についての面接による試験
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否などの調査

6 申込受付期間及び受験手続等

<p>受付期間</p>	<p>平成25年7月8日(月)から平成25年8月12日(月)まで。但し、不備のある場合には、受理しません。</p> <p>受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、土、日、祝日は受付しません。</p> <p>なお、郵送による場合は、平成25年8月12日必着のものに限り受け付けます。</p>
<p>受験申込書の 請求先</p>	<p>栄村役場及び秋山支所の各窓口で配付します。</p> <p>郵送を希望する場合は、返信用封筒(A4版の入り大きさで、140円切手を貼ったもの)に自分のあて先を明記し、別の封筒に入れて下記までご請求ください。</p> <p>請求先 〒389-2792 長野県下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場総務課 Tel 0269(87)3111(内線127)</p>
<p>申込先と方法</p>	<p>受験申込書に本人が黒のペン又はボールペンで必要事項を記入し、写真を貼り、必ず封筒に入れ、下記まで持参するか、又は簡易書留など確実な方法で郵送してください。</p> <p>あて先 〒389-2792 長野県下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場総務課</p>
<p>受験票の交付</p>	<p>受験申込書の受付終了後、郵送により交付します。なお、受験票を交付された者は、受験票の写真欄に1か月以内に撮影した写真(名刺判の無帽正面無背景の上半身のもの)を貼付し、試験当日必ず持参してください。</p> <p>受験申込書に不備がある場合には、受理されませんので、受験票は発送されません。8月30日(金)までに受験票が到着しない場合は、9月4日(水)までに栄村役場総務課(0269-87-3111 内線127)まで問い合わせてください。</p>

7 合格発表

試 験	時 期
第 1 次試験	1 0 月上旬（予定） 受験者全員に合否の結果を通知します。
第 2 次試験	1 1 月下旬（予定） 受験者全員に合否の結果を通知します。

8 合格から採用まで

合格者は、栄村役場職員採用候補者名簿に登載し、その中から採用者を決定します。したがって、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。なお、採用候補者名簿の有効期限は、名簿登載から1年とします。

採用は、原則として平成26年4月1日以降となります。

9 給与等

試験の名称	試験区分	初 任 給
初 級	歯科衛生士	1 4 0, 1 0 0 円

- (1) 社会人等の経験のある人は、規定により前歴調整を行い初任給が支給されます。
- (2) 給料の月額は現行のものですが、採用時まで改定があった場合は、その改定額になります。
- (3) 通勤手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

10 その他

- (1) 受験のために提出した書類等については、返却いたしません。
- (2) 不明な点がありましたら、下記へ問い合わせてください。

問い合わせ先 〒389-2792

長野県下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場総務課行政係

電話 0269-87-3111 内線 127 FAX 0269-87-3083

メールアドレス gyousei@vill.sakae.nagano.jp